

くまもと政令市Q&A

1.政令指定都市(政令市)とは?

Q 政令市って何?

A 権限や財源が最も充実した都市のことです。

人口や面積など都市の規模が大きな都市で、より良い住民サービスを提供できるよう他の市町村よりも多くの権限や財源を持つ都市のことです。基本的に市域のことは自己責任で対応し、決定できる範囲が格段に広がります。



Q どうして熊本に政令市が必要なの?

A 熊本県全体の発展のためにも必要と考えているからです。

熊本市が政令市になり九州における拠点性が高まることにより、経済が活発になるなど、県全体が発展することが期待されます。



もっと詳しく!

■都道府県と市町村の事務権限

都道府県

- 市街化区域、市街化調整区域の区域区分(線引き)
- 高等学校の設置、管理
- 警察(犯罪捜査、運転免許等)など

政令指定都市

- 児童相談所の設置
- 小中学校教員の任免、給与の決定
- 国道及び県道の管理など

中核市

- 保健所の設置
- 身体障害者手帳の交付
- 屋外広告物の条例による設置制限など

特例市

- 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
- 騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定など

一般市

- 生活保護、児童扶養手当など

町村

- 住民票や戸籍の事務
- 国民健康保険事業
- 特別養護老人ホームの設置・運営など

もっと詳しく！

■県から政令市への事務の移譲は？

政令市への移行に伴い、新たな市民サービス等を行うことになり、人員の増や業務の技術習得等が必要になります。準備期間を設け、スムーズな移行ができるように県と市で話し合いながら進めていきます。

■国の特例措置

国の新市町村合併支援プランにおいて、平成22年3月までに「大規模な市町村合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合」には、人口70万程度の都市であれば政令市の指定を弾力的に検討するとされています。

Q 政令市のメリットは？

A 住民のニーズに対応した独自のまちづくりができます。

権限と事務が移譲されることから、自己決定・自己責任・独自性が発揮でき、住民ニーズに対応した行政サービスができるようになります。また、権限に応じた財源も確保され、独自のまちづくりが可能になります。さらに都市のイメージアップによる地域の活性化が期待されます。21世紀を迎え、新しい時代の大都市の暮らしを支えるまちづくりに、政令市は欠かせないといえます。

◎メリットの一例

区役所ができ身近なところで市民サービスを受けることができます。

保健・福祉サービスの充実とスピーディーな対応。

道路整備や都市計画が政令市で行えます。(財源もきます)

イメージアップや経済の活性化につながります。

※詳しくは、「2～5. 政令市のメリット」の各項目で紹介します。

Q どうやったらなれるの？

A 人口が70万人程度以上いることが最低条件とされています。

政令市になるための要件の一つは人口です。本来は80万人以上の人口が必要とされていますが、国の特例措置によって市町村合併した場合には、70万人程度と条件が緩和されています。

◎政令市への移行の流れ (H22.3月までに合併した場合)

